特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金事務関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式3]

項目一覧

I	基本情報			
п	特定個人情報ファイルの概要			
(別	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目			
ш	リスク対策			
IV	開示請求、問合せ			
v	評価実施手続			
(別法2) 変更策所			

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金事務関係事務				
②事務の内容	国民年金法等による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出の受理及び報告等の法定受託事務を行う。 (裁定請求及び障害基礎年金裁定請求の受理、保険料免除・学生納付特例による届出・申請の受理等) 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。				
	①被保険者の資格管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務				
③対象人数	<選択肢> [1万人以上10万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満				
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム				
システム1					
①システムの名称	国民年金システム				
②システムの機能	 〈届出情報の登録・修正機能〉 ・被保険者からの届出により資格取得/喪失処理や付加加入/脱退処理を行う機能。また、登録内容に変更があった場合に修正を行う機能 〈被保険者の住民記録異動情報を反映させる機能〉 ・住民記録情報において、転入、転居、転出、死亡等の異動が発生した場合に年金事務に必要な情報の取り込みを行う機能。 〈住民税情報を反映させる機能〉 ・住民税情報の店生金事務に必要な情報を取り込む機能 〈被保険者情報の照会機能〉 ・登録されている被保険者の資格得喪、住民記録、住民税等の各種情報を照会する機能。 〈日本年金機構への進達帳票を作成する機能〉 ・端末にて登録された各種届書情報および住民記録異動情報をもとに、日本年金機構への進達帳票を作成する機能 〈保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る申請書を作成する機能〉 ・保険料免除(納付特例、納付猶予)申請に係る申請書を作成する機能〉 ・保険料免除審査に必要な受付情報の登録および申請書を作成する機能〉 ・日本年金機構から依頼される免除審査対象者、未納者対策対象者および年金生活者支援給付金対象者に対する所得情報を取得し提供する機能 				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム [O]既存住民基本台帳システム []宛名システム等 [O]税務システム []その他 ()				
システム2~5					
システム2					
①システムの名称	可搬型照会用窓口装置				
②システムの機能	・日本年金機構の保有する年金記録の検索・参照を行う。				
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム [O]その他 (年金機構から貸与された端末のため、参照のみ他のシステムへの接続はし)				
システム6~10					
システム11~15					

7014IITIU

システム16~20

3. 特定個人情報ファイル名						
国民年金台帳情報ファイル						
4. 個人番号の利用 ※						
法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表46項						
5. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携 ※					
(1)実施の有無 (選択肢> (1)実施の有無 (3) 実施しない (3) 未定 (3) 未定						
②法令上の根拠						
6. 評価実施機関における	6. 評価実施機関における担当部署					
①部署 市民環境部国民健康保険課						
②所属長の役職名 国民健康保険課長						
7. 他の評価実施機関						

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名						
被保険者	台帳ファイル					
2. 基本	情報					
①ファイルの種類 ※		<選択肢>				
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
③対象と	なる本人の範囲 ※	国民年金の被保険者または受給権者及びその世帯主				
	その必要性	国民年金に関する事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成、所得状況等を把握する必要があるため				
④記録さ	れる項目	<選択肢> 「 50項目以上100項目未満] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上				
	主な記録項目 ※	 ・識別情報 [〇]個人番号 [○]その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [〇]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [〇]連絡先(電話番号等) [〇]その他住民票関係情報 *業務関係情報 []国税関係情報 [〇]地方税関係情報 []健康・医療関係情報 []医療保険関係情報 []児童福祉・子育で関係情報 []障害者福祉関係情報 []生活保護・社会福祉関係情報 []介護・高齢者福祉関係情報 []学校・教育関係情報 []別産用・労働関係情報 []学校・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []学校・教育関係情報 []子の他 (]) 				
個人番号、その他識別情報(内部番号):日本年金機構に基礎年金番号で報告、本人確認を立ために必要 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:被保険者からの届出の際の住所などの確認や本人絡および転出、死亡などの情報による資格喪失処理を行うために必要 ・地方税関係情報:日本年金機構が行う保険料免除の判定、各種給付の裁定判定を行うために・年金関係情報:被保険者からの受付内容の管理および届出内容を日本年金機構に報告する要						
	全ての記録項目	別添1を参照。				
⑤保有開始日		平成28年1月1日				
⑥事務担当部署		市民環境部 国民健康保険課				

3. 特定個人情報の入手・使用							
			[〇] 本人又は本人の代理人				
			[〇]評価実施機関内の他部署()				
			[]行政機関・独立行政法人等 ()				
①入手元	*		[] 地方公共団体・地方独立行政法人 ()				
			[]民間事業者 ()				
			[]その他()				
			[〇]紙 [〇]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ				
②入手方	·注		[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム				
②八十万	本		[]情報提供ネットワークシステム				
			[]その他()				
③使用目的 ※			①国民年金の資格取得、喪失等の資格異動の届出の手続きのため ②保険料免除申請の届出の手続きのため ③年金請求の届出の手続きのため ④日本年金機構から送付される処理結果の一覧をもとに届出と結果の突合およびその確認のため ⑤日本年金機構からの所得情報提供依頼をもとに行う情報提供のため				
		用部署	市民環境部 国民健康保険課 高齢者医療年金担当				
④使用の		用者数	 <選択肢> 10人未満 10人未満 2)10人以上50人未満 10人以上500人未満 2)10人以上500人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上 				
⑤使用方法			国民年金業務に関する以下の事務において使用する。 1)被保険者の資格得喪に関する事務 ・日本年金機構へ被保険者の異動報告を行う。 ・日本年金機構から届く処理結果を被保険者情報に登録する。 2)免除等申請に関する事務 ・日本年金機構へ被保険者の免除等申請情報の報告を行う。 ・日本年金機構から届く審査結果を被保険者情報に登録する。				
情報の突合 ・住民より申請があった場合は、基礎年金番号通知等 ・住民票関係情報や地方税関係情報との連携につい		2合	・住民より申請があった場合は、基礎年金番号通知書等とその他本人確認書類で突合を行う。 ・住民票関係情報や地方税関係情報との連携については、宛名番号を用いて突合を行う。				
⑥使用開始日 平成28年1月1日		平成28年1月1日					

4. 犑	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件			
委託	事項1	国民年金システムの運用、保守			
①委詞	托内容	システムの運用、保守、職員からの調査依頼及び作業指示に基づくシステム対応・データ抽出等			
②委託先における取扱者数		<選択肢> (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
③委託先名		(株)YSKe-com			
五	④再委託の有無 ※	<選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	委託事項2~5				
委託	委託事項6~10				
委託	委託事項11~15				
委託	委託事項16~20				

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O]提供を行っている (1)件 []移転を行っている ()件				
龙	[] 行っていない				
提供先1	日本年金機構				
①法令上の根拠	国民年金法第3条及び国民年金法施行令第1条の2				
②提供先における用途	・被保険者の移動情報の確認 ・老齢・障害・遺族年金の裁定請求の審査、決定のための所得情報の確認 ・保険料免除の審査、決定のための所得情報の確認				
③提供する情報	・被保険者の移動情報 ・老齢・障害・遺族年金の裁定請求の審査、決定のための所得情報 ・保険料免除の審査、決定のための所得情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [1万人以上10万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上				
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者のうち異動があった者 ・保険料免除申請、老齢基礎・障害基礎・遺族基礎年金等の裁定請求をした者				
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線				
⑥提供方法	[] 電子メール [〇] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
①徒供月本	[○] フラッシュメモリ				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度	週1回及び照会を受けたら都度				
提供先2~5					
提供先6~10					
提供先11~15					
提供先16~20					
移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>				
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲					
	[] 庁内連携システム [] 専用線				
⑥移転方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)				
₩ 19 1	[] フラッシュメモリ []紙				
	[]その他 ()				
⑦時期·頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

入退出管理システム及び監視カメラによる入退出管理・監視を行い、許可された者だけが入出できる建物(データセンター)のサーバ内に保管する。また、サーバへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要となる。

7. 備考

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

国民年金被保険者台帳ファイル

<宛名>

基礎年金番号 年金管理番号 宛名番号 個人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 現住所情報 電話番号 年齢 通称名 国籍 異動年月日 届出年月日 異動事由 届書名

<資格情報>

被保険者種別 取得日 変更日 取得理由 喪失日 喪失理由 満了予定日

保険料区分 法定免除情報 法定免除理由 納付申出 法定免除期間 産前産後免除該当日 産前産後免除期間 単胎・多胎の別付加期間 不在期間 基礎年金番号通知書再交付申請日 再交付申請理由

<履歴情報>

異動事由 異動日 届出日 種別 保険料·免除区分 理由·申請種別 付加加入情報 付加脱退情報 法定免除情報 法定免除理由

転入・転出情報

<免除情報>

基礎年金番号 年金管理番号 宛名番号 氏名 世帯番号 生年月日 年齢 種別 取得日 喪失日 免除申請情報 免除申請年度 免除申請日 免除申請番号 免除判定所得情報 区分 状態 受付区分 免除申請期間 申請書発行区分 免除継続区分 処理日 翌年全免 免除等区分

承認情報 承認年度 承認結果 承認期間 処理日

<資格月数情報>

資格月数 免除月数

<届出人受付情報>

受付年月日 届出人氏名 受付内容

<備考情報>

配偶者宛名番号 配偶者氏名 配偶者加入制度 配偶者基礎年金番号 手帳作成区分 他年金記号番号 取消記号番号 納付書関連事項 連絡事項

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・システム全体として国民年金事務に必要のない項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。
- ・窓口に設置するシステム端末等に偏光フィルムを貼り、特定個人情報の漏洩を防止している。
- ・各システムは、ユーザIDやパスワードによる認証を行っており、操作ログによる証跡を記録している。
- ・入手した特定個人情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合、保有する個人情報との突合を行い、真正性および正確 性

を担保している。

・入手した紙の資料について、鍵つきのキャビネットで保管している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスク	ウに対する措置の内容 ・業務に必要のない情報にはアクセスできないよう制限をかけている。					
リスク	7への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	72: 権限のない者(元職	は員、アクセス権限のない職員等)によっ	て不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない		
	具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員に対して個人単位にIDを付与し、パスワードによる認証を行っる。また、業務に必要な情報のみ参照・更新できるよう権限を設定している。				
そのイ	その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か			<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・個人情報を含む書類については、保管年限内は、鍵付きのキャビネット内で保管している。 ・保管年限が経過した個人情報を含む書類は、粉砕または溶解処分している。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					[]委託しない		
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	秘収漏目委複再資調密集え的託写委料査ののい外作又託等権	保持 制限 、滅失及びき損の防止 利用・提供の禁止 業場所の指定 は禁止 の禁止 の返還 の明記 報告義務	託契約を	行う場合、次の要件を明記した	契約を締結する。		
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法							
その他	也の措置の内容	-						
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
_								

5. 特定個人情報の提供・移転	転(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない		
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている	<選択肢>1) 定めている	2) 定めていない		
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	基づき、個人情報の収集・管・「笛吹市情報セキュリティに している。また、研修実施後	り扱う場合の基本的事項を定めた、個理・適正な利用について確認している。 関する要綱」の規定に基づき「職員向に 、セキュリティ対策の取り組みが行わ 、情報の取扱いに関するルールが遵守	った。 け情報セキュリティ研修」を毎年実施 れているかを職員各自が確認する		
その他の措置の内容	設置された端末を利用する場 うにしている。	易合は、権限を持った職員の許可がない	ナれば情報の取り出しができないよ		
リスクへの対策は十分か	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
特定個人情報の提供・移転(する措置	委託や情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに対		

6. 惟	「報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
リスク	2: 不正な提供が行われ	しるリスク				
リスク	に対する措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
情報	是供ネットワ <i>ー</i> クシステ <i>ム</i>	との接続に伴うその他のリスク及	びその	リスクに対する措置		
7. 农	非定個人情報の保管・ 3	消去 ————————————————————————————————————				
	: 特定個人情報の漏え 	い・滅失・毀損リスク]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている	
機関に	去3年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生あり]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容					
					J扱い区域図Jの見直し	

その他の措置の内容	〈当市における措置〉 (物理的安全管理措置) ・入退館管理:ICカード及びパスワードによる二要素認証 (技術的安全管理措置) ・住民記録システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウィルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク (移行作業時に関する措置) ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<当市における措置>

- ・個人情報を含む書類については、鍵付きキャビネットで保管している。・個人情報を含む帳票類を処分する際は機密文書として処分し、廃棄の記録を残している。

(移行作業時に関する措置)

- ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認し た上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。
- ・データ消去を他者に委託する場合は、特定個人情報が記録された機器を廃棄する際は、消去証明書等により消去されたことを確認する

8. 監	8. 監査					
実施の有無		[〇] 自己点検	[〇]内部監査	[〇]外部監査		
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を 3)十分に行	入れて行っている 2) 十分に行っている っていない		
	具体的な方法	・J-LISの提供するeランニングを活用することで、特定個人情報の漏洩等に対するリスクマネジメント教育を実施し、各職員が情報セキュリティについて学ぶ機会を設けている。 ・特定個人情報を取り扱う事務の委託事業者に対し、契約内容に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、および違反行為を行った者への罰則についても規定している。				
10.	10. その他のリスク対策					
_						

Ⅳ 開示請求、問合せ

TA MUNICIPAL C				
1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先 笛吹市 総務部 総務課 406-8501 山梨県笛吹市石和町市部777				
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示、停止、利用停止請求を受け付ける。			
③法令による特別の手続				
④個人情報ファイル簿への不 記載等				
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	笛吹市 市民環境部 国民健康保険課 406-8501 山梨県笛吹市石和町市部777			
②対応方法	問合せを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日	令和7年2月27日				
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)				
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】				
①方法					
②実施日・期間					
③主な意見の内容					
3. 第三者点検【任意】					
①実施日					
②方法					
③結果					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
火 火口	것니	《 文》的	《 文文仪》他 和	1/E LLI #1 741	に田内別に休る即う